



令和2年度岩手県制度融資

岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金 (特別資金)

令和3年1月25日現在

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して、事業資金を、当初3年間無利子で融資し、経営の安定を支援する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けられる方

融資条件

資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	4千万円以内 6千万円以内（令和3年2月1日保証申込受付分から）
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）
融資利率	固定金利 年1.4%以内 ※当初3年間分の利子を補助します。
保証料率	年0.85% 年1.05%（経営者保証免除対応の場合） ※ 当初保証承諾期間の保証料を全額補助します。 ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。 ※ 条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
担保	無担保（ただし、既設定根抵当権を除く。）
保証人	代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

取扱期間

原則として、令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

申込手続

お近くの取扱金融機関にお申込みください。

《取扱金融機関》普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

商工会・商工会議所においても、融資に関する相談を受け付けております。

借換えについて

信用保証付きの既往債務を本制度により借換えすることが可能です。

ただし、既往債務で利用されている保証制度により、今回認定が必要となる保証制度が異なりますので、詳しくはお取引のある金融機関にご相談ください。

(原則として、既往債務の保証制度が80%保証の場合は、セーフティネット保証5号の認定による借換えとなります。)

信用保証料について

融資対象者のうち、小・中規模事業者（個人事業主かつ小規模事業者を除く。）で、セーフティネット保証5号の認定を「売上高等の減少率5%以上15%未満」で受けた方は、次の2点について留意願います。

※ 「売上高等の減少率15%以上」で認定を受けた方は、(1)(2)ともに必要ありません。

(1) 借入時

信用保証料の2分の1(1/2)については、一旦、融資対象者御自身に御負担いただくこととなります。

その後、所定の様式により県に請求いただき、県から補助する取扱いとなります。

(2) 完済時

融資対象者あてに、信用保証協会から過払い分の信用保証料が還付されますので、その還付相当額を県に納付していただくこととなります。

【参考】融資対象者御自身に、信用保証料を一旦お支払いいただくケース

	売上高▲5%～▲15%未満	売上高▲15%以上
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	信用保証料負担なし	
小・中規模事業者 (上記除く)	信用保証料1/2 (一旦お支払いいただいた後、 県から同額を補助します。)	信用保証料なし

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5542

FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式HP (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索